

確認票（表面）

(1)利用申込みにあたっての確認・同意事項

◆確認・同意欄にチェックの上、裏面の署名欄に署名をお願いします。

確認・同意欄

1	「保育所(園)等利用の手引き」を読み、内容についてご理解いただきましたか。	☐
2	各保育所(園)等の保育内容や保育方針など詳細については、必ず保護者ご自身で事前に保育所(園)等にご確認ください。	☐
3	利用調整(選考)は、締切日までに提出された書類により行います。ただし、締切後に勤務先が変わるや就労時間が変わる等申込内容が変更になった場合は、至急、保育幼稚園入園課にご連絡ください。 <u>内定・入所後であっても申込書と現状が異なっていることが明らかになった場合、内定取消や辞退減点、またはご利用中の保育所(園)等を退所になることがあります。</u>	☐
4	書類不備の場合は、利用調整(選考)の対象となりません。締切後に提出された場合は、次回の利用調整(選考)の対象となります。	☐
5	就労証明書等を偽造または変造した場合、印の有無に関係なく「有印私文書偽造罪、変造罪」が成立することがあります。また、電子データの改ざん等は電磁的記録不正作出罪が成立することがあります。	☐
6	提出された書類の証明内容について不明な点がある場合は、事業主や証明者に電話や文書等により確認することがあります。	☐
7	利用調整申込書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックした場合、育児休業給付金延長手続きに支障が出る可能性があります。詳細はお勤め先の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。	☐
8	在園中に第2子等の出産により育児休業を取得した場合、その期間は「保育短時間」の認定となります。(育児休業取得前に支給認定の変更手続きが必要となります。)	☐
9	保育所(園)等を利用している方は、「子ども・子育て支援法」第22条に基づき、毎年保育の必要性を確認する書類を提出する必要があります。提出がない場合や、保育の必要性が確認できない場合は退所(園)となる場合があります。	☐

育児休業から復帰予定の方は、こちらもチェックしてください。

10	利用開始日が育児休業中の場合は利用することはできません(慣らし保育期間を除く)。入所月の月末までに職場復帰できないことが判明した場合は、速やかに申し出てください。(仮に内定が出ていても内定取消や辞退減点となります。)	☐
11	育児休業明けで職場復帰予定の場合、復帰日が属する月の1日が利用希望日となります。また同じ職場(派遣元)に復帰していただくことが条件となり、退職や転職等により復帰できない、もしくは復帰していないことが判明した場合は、内定取消や辞退減点、または退所となります。	☐
12	育児休業明けに短時間勤務制度を利用される場合(有給の育児休暇や部分休業等も含む)は申込時に必ず申し出てください。利用調整の点数は実際の勤務時間(有給の育児休暇時間、部分休業時間等を控除した時間)にて算出します。申込時の就労時間と復職時の就労時間が異なる場合は内定取消や辞退減点、または退所となる場合があります。	☐

小規模保育園及び小規模保育事業実施施設を希望する方は、こちらもチェックしてください。

13	小規模保育園及び小規模保育事業実施施設は2歳児クラスまでです。3歳児クラスからも引き続き他の保育所(園)等の利用を希望する場合は、新たに申請が必要となります。卒園後に他の保育所等を利用できる場合を除き、調整指数を加点して利用調整しますが、3歳児クラスからの認可保育所(園)や認定こども園の利用が確約されているわけではありません。	☐
----	--	--------------------------

市立小規模保育施設の「楠葉なみき」「こうりょう」「たのくちやま」「ひらかた」「さだ」を希望する方は、こちらもチェックしてください。

14	土曜日(一部の日を除く)の保育は、「ひらかた」は枚方保育所、「楠葉なみき」は楠葉野保育所、「こうりょう」は禁野保育所、「たのくちやま」は菅原保育所、「さだ」は香里団地保育所で行います。土曜日の保育を行うそれぞれの園に保護者が送迎し、お昼寝の布団を前日の金曜日に持ち帰り、土曜日には布団・衣類等をそれぞれの園に持参する必要があります。	☐
15	「こうりょう」「たのくちやま」「ひらかた」「さだ」は、当該園の公立幼稚園の3歳児クラスへの入園枠があり、預かり保育利用により午前7時から午後7時までの必要な時間を利用することが可能です。(職員体制によっては、利用時間等の制限がある場合があります。) ただし、3歳児クラスから他の保育所(園)等の利用を希望する場合、小規模卒園児の調整指数の加点はつきません。	☐
16	給食については、離乳食完了期以降の提供となります。	☐

障害児保育制度を利用する場合は、こちらもチェックしてください。

17	別紙、「障害児保育制度について」を読み、内容について理解いただきましたか。	☐
----	---------------------------------------	--------------------------

※裏面に続きます。

確認票（裏面）

確認・同意欄

転所(園)を希望する方は、こちらをチェックしてください。

18	転所(園)申込の場合、転所日時点において保育認定事由が「育児休業」「求職活動」の場合は、転所ができません。(求職活動中は転所(園)の申請ができません。)	☐
19	転所(園)申込は、在籍園を退所(園)した場合は取り下げとなります。	☐
20	転所(園)の内定後は、いかなる理由であっても、内定を辞退し在籍園に戻ることはできません。	☐

以下は全員確認・同意すべき項目です。

確認・同意欄

21	申込内容が事実と異なる場合は、利用の内定や決定を取り消し、辞退減点となることがあります。	☐
22	内定となった場合、内定となった施設から入所説明を受ける必要があります。入所説明は施設から運営方針や保育の内容など重要事項の説明を受け、保護者自身で施設・保育の状況を確認する重要な場です。説明を受けない場合は内定が取消になることがあります。また申込段階で重篤なアレルギーや病気、発達の遅れ等の申し出がなく、内定後に判明した場合等も内定が取消になることがあります。	☐
23	就労状況や世帯状況など認定に変更が生じるときは必ず保育幼稚園入園課へ届出が必要です。	☐
24	1ヶ月間のうち1日も登園しない(できない)場合は、事実が判明した時点で内定取消、または退所となります。ただし、利用児童が病気等による欠席の場合は、最大2ヶ月間まで延長することができます。	☐
25	市外に転出された場合は、その月末で退所となります。(月末までは在籍) ※ 申請中の場合は申込みを取り消します。取り消し後、入所(園)を希望する場合(転入予定)は、新たに申込みが必要です。	☐
26	保育所を利用する児童にかかる育児休業を再度取得する場合は退所となります。	☐
27	求職活動を事由に利用した場合、期限内に仕事が決まらず、就労要件への変更手続きが行われなければ現在の認定期間終了をもって退所となります。	☐
28	保育料決定のために資料の提出が必要な場合、市から連絡しますので速やかに提出してください。提出が遅れた場合、最高階層の保育料決定をする場合があります。	☐
29	保育料は指定された期日までに必ずお支払ください。保育料の滞納がある場合、財産の差押えなどの滞納処分を行う場合があります。	☐
30	利用調整の結果、保留となった場合は手続きをしなければ当年度途中の利用調整の対象となります。翌年度4月以降を希望する場合は別途お申込みが必要となります。	☐

(2)利用希望日以降、保育の利用ができない場合、お子さんの保育はどのようにしますか。※複数回答可

☐	利用するまで保護者が自宅等で保育する。
☐	育児休業を延長し、保護者が自宅等で保育する。
☐	祖父・祖母・親戚・知人等に預ける。
☐	保育所(園)の一時預かりを利用する予定。【利用先:
☐	幼稚園の預かり保育を利用する予定。【利用先:
☐	職場の託児所、または認可外保育所を利用する予定。【利用先
☐	ファミリーサポートを利用する予定。
☐	引き続き、現在利用している他の施設を利用する。【利用先:
☐	()の職場に連れて行く。
☐	その他 ()

保育所(園)等利用申込みにあたり、本確認票の事項について確認し、内容に同意しました。

※確認・同意された事項について行政手続法第13条第1項第1号イ(聴聞)の適用を除外します。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)